

【介護報酬編】介護サービス事業者自己点検表（兼事前提出資料） 介護老人保健施設（介護保健施設サービス費）（R6.4月改定版）

事業所名:

※過去1年程度(改正があった場合は、その施行日又は適用日まで)を振り返って、算定した加算・減算の要件を満たしているか点検してください。

※点検結果の口にチェックを記入するか、又は塗りつぶして(■)ください。

※実地指導の事前書類として提出する場合、算定していない加算については削除していただいてもかまいません。

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算	看護又は介護職員2人以上(40人以下は1以上)	☐ 満たさない	
	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上	☐ 満たさない	
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	☐ 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐ 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録・委員会・指針・研修を行っていない	☐ 未整備	
安全管理体制未実施減算	事故の発生又はその再発を防止するための指針、周知、委員会及び研修を行っていない。	☐ 未整備	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施又は担当者の配置のいずれかの措置を講じていない場合	☐ 講じている →減算なし	
		☐ 講じていない →減算対象	
業務継続計画未策定減算	自然災害に関する業務継続計画又は感染症に関する業務継続計画のいずれか又は両方策定していない場合	☐ 策定している →減算なし	
		☐ 策定していない →減算対象	
栄養管理について基準を満たさない場合の減算	栄養士又は管理栄養士を1名以上配置	☐ 未配置	
	管理栄養士が入所者の栄養状態に応じて、計画的に栄養管理を行っていない	☐ 満たさない	
夜勤職員配置加算	入所者数等の数が41人以上の場合、夜勤を行う看護職員又は介護職員入所者等の数が2名を超えて配置、かつ利用者等の数が20又はその端数をますごとに1以上配置 入所者数等の数が40人以下の場合、夜勤を行う看護職員又は介護職員入所者等の数が1名を超えて配置、かつ利用者等の数が20又はその端数をますごとに1以上配置	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
短期集中リハビリテーション実施加算	入所(起算)日より3月以内に実施 実施日	☐ 3月以内	
		☐ 概ね週に3回以上	
	過去3月以内に介護老人保健施設に入所していない	☐ していない	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	入所(起算)日より3月以内に実施 1週の実施日	☐ 3月以内	
		☐ 3回以内	
	精神科医等により生活機能が改善されると判断された認知症患者 リハビリテーションマネジメントによる計画に基づき医師又は医師の指示を受けた理学療法士等により記憶の訓練、日常生活活動 訓練等を組み合わせたプログラムを提供	☐ 該当	
	1人の医師又はPT等が1人に対して個別に20分以上実施	☐ 実施	
	リハビリテーションに関する記録の保管の有無	☐ 実施	
		☐ あり	実施時間、訓練内容、訓練評価、 担当者等リハビリに関する記録
	過去3月以内に当該施設に入所していない	☐ していない	
認知症ケア加算	認知症の利用者と他の利用者とを区別している	☐ している	
	専ら認知症の利用者が利用する施設	☐ なっている	
	自立度判定基準Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに該当し、認知症専門棟での処遇が適 当と医師が認めた者	☐ 該当	
	入所定員は40人を標準とする	☐ なっている	
	1割以上の個室を整備	☐ 整備	
	1人当たり2㎡のテイルームを整備	☐ 整備	
	家族に対する介護技術や知識提供のための30㎡以上の部屋の整備	☐ 整備	
	単位毎の入所者が10人を標準	☐ なっている	
	単位毎の固定した職員配置	☐ 配置	
	日中の利用者10人に対し常時1人以上の看護・介護職員の配置	☐ 配置	
	夜間、深夜に利用者20人に対し1人以上の看護・介護職員の配置	☐ 配置	
	ユニット型でないこと	☐ ユニットでない	

点検項目	点検事項	点検結果	
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	試行的に居宅に退所させた場合	☐ 6日以下	
	居宅サービスを提供	☐ あり	
外泊時費用	外泊をした場合	☐ 6日以下	
	短期入所療養介護のベッドへの活用の有無	☐ なし	
ターミナルケア加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断	☐ 該当	
	入所者又はその家族等の同意を得てターミナルケアに係る計画が作成されている	☐ 該当	
	医師、看護師、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が共同して入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又は家族への説明を行い同意を得ている	☐ 該当	
	ターミナルケアを直接行っている	☐ 該当	
	入所していない月の自己負担がある場合、入所者側に文書にて同意を得ている	☐ 該当	
	退所後も入所者の家族指導等を行っている	☐ 該当	
	職員間の相談、家族の意思確認等の内容の記録	☐ 該当	
	本人又は家族の意思確認等の内容の記録	☐ 該当	
	本人又は家族が個室を希望する場合、意向に沿えるよう考慮し個室に移行した場合多床室の算定をする	☐ 該当	
	退所した日の翌日から死亡日までの間は算定していない	☐ 該当	
	介護保健施設サービス費（Ⅰ）、介護保健施設サービス費（Ⅳ）、ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）若しくはユニット型介護保健施設サービス費（Ⅳ）	☐ 該当	
	（１）死亡日以前31日以上45日以下	☐ 1日80単位	
	（２）死亡日以前4日以上30日以内	☐ 1日160単位	
	（３）死亡日の前日及び前々日	☐ 1日820単位	
	（４）死亡日	☐ 1日1,650単位	
	介護保健施設サービス費（Ⅱ）、介護保健施設サービス費（Ⅲ）、ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）若しくはユニット型介護保健施設サービス費（Ⅲ）	☐ 該当	
	（１）死亡日以前31日以上45日以下	☐ 1日80単位	
	（２）死亡日以前4日以上30日以内	☐ 1日160単位	
	（３）死亡日の前日及び前々日	☐ 1日850単位	
	（４）死亡日	☐ 1日1,700単位	

点検項目	点検事項	点検結果	
特別療養費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐ あり	
療養体制維持特別加算 (Ⅰ)	転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)を算定する指定介護療養型医療施設を有する病院であった介護老人保健施設又は療養病床を有する病院(診療報酬の算定方法の別表第一医科診療報酬点数表に規定する療養病棟入院基本料1の施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局長等に届け出た病棟、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件による改正前の基本診療料の施設基準等第五の三(2)イ②に規定する20対1配置病棟又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等第五の三(2)ロ①2に規定する20対1配置病棟を有するものに限る。)であった介護老人保健施設	☐ 該当	
	介護職員の数が常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上	☐ 配置	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
療養体制維持特別加算 (Ⅱ)	算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰(かくたん)吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の20以上であること。	☐ 該当	
	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来するような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰指標率が40以上	☐ 該当	
	地域貢献活動	☐ 該当	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（i）若しくは（iii）又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（i）若しくは経過的ユニット型介護保健施設サービス費（i）を算定しているものであること。	☐ 該当	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	在宅復帰指標率が70以上	☐ 該当	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（ii）若しくは（iv）又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ii）若しくは経過的ユニット型介護保健施設サービス費（ii）を算定しているものであること。	☐ 該当	
初期加算	入所した日から起算して30日以内	☐ 該当	
	算定期間中の外泊	☐ なし	
	過去3月以内の当該施設への入所（自立度判定基準によるⅢ、Ⅳ、Mの場合は1月以内）	☐ なし	

点検項目	点検事項	点検結果	
退所時栄養情報連携加算	対象者は、厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養にあると医師が判断したものか。	☐ 該当	
	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供しているか。	☐ 該当	
再入所時栄養連携加算	入所時に経口により食事を摂取した者が、医療機関に入院し、入院中に経管栄養又は嚥下調整食を新規導入の場合	☐ 満たす	
	介護老人保健施設の管理栄養士が入院する医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席	☐ 満たす	
	栄養ケア計画について家族の同意が得られている	☐ 満たす	
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）（介護保健施設サービス費（Ⅰ）及びユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）及びユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ））	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅への訪問	☐ あり	
	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定	☐ あり	
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）（介護保健施設サービス費（Ⅱ）及びユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ））	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅への訪問	☐ あり	
	退所後の生活に係る支援計画を作成	☐ あり	
	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定	☐ あり	
試行的退所指導加算	入所期間が1月以上の者が居宅に試行的に退所する場合、退所時に入所者及び家族に対し退所後の療養上の指導を実施（3月間限り）	☐ 満たす	
	医師、薬剤師（配置されている場合に限る。）、看護・介護職員、支援相談員、介護支援相談員等により居宅で療養継続可能であるか検討している	☐ 満たす	
	入所者又は家族に趣旨を説明し同意を得ている	☐ 満たす	
	退所中の入所者の状況を把握している場合、外泊時加算算定可能	☐ 満たす	
	外泊時加算を算定していない場合、退所期間中入所者の同意があればベッド使用可能	☐ 満たす	
	試行的退所期間中、居宅サービス等の利用はしていない	☐ 満たす	
	試行的退所期間終了後居宅に退所できない場合、療養が続けられない理由等分析し、問題解決に向けたリハビリ等の施設サービス計画を変更している	☐ 満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐ 満たす	
	試行的退所時指導は、入所者及びその家族等のいずれにも行う	☐ 満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	☐ 満たす	診療録等

点検項目	点検事項	点検結果	
退所時情報提供加算	入所期間が1月以上 本人の同意を得て主事の医師に対し、診療状況を示す文書を添えて紹介を行う 退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐ 満たす ☐ 実施 ☐ 満たす	診療状況を示す文書(様式あり)
入退所前連携加算(Ⅰ)	入所期間が1月以上 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に居宅介護支援事業者と連携し、利用者の同意を得て利用方針を定める 退所に先だって居宅介護支援事業者に対し、利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を実施 退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない 連携を行った日、内容に関する記録の整備	☐ 満たす ☐ 満たす ☐ 満たす ☐ 満たす ☐ 満たす	指導記録等
入退所前連携加算(Ⅱ)	入所期間が1月以上 退所に先だって居宅介護支援事業者に対し、利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を実施 退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない 連携を行った日、内容に関する記録の整備	☐ 満たす ☐ 満たす ☐ 満たす ☐ 満たす	指導記録等
訪問看護指示加算	施設の医師が診療に基づき指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを行う場合に限る。)又は指定複合型サービス(看護サービスを行う場合に限る。)が必要であると認めた場合 本人の同意を得て訪問看護指示書を交付 指示書の写しの診療録添付の有無	☐ 満たす ☐ 交付 ☐ あり	訪問看護指示書(様式あり) 診療録等
協力医療機関連携加算	①入所者等の病状が急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保しているか。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保しているか。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保しているか。 入所者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を概ね月に1回以上開催し、その記録をしているか。	☐ 満たす ☐ 満たす ☐ 満たす ☐ 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算方式で、入所者の数を50で除した数以上配置。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理行っている場合は、管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を70で除した数以上配置	☐ 配置	
	低栄養状態のリスクが中リスク及び高リスクに該当する入所者に対して、以下の対応を行う イ. 栄養ケア計画に低栄養状態の改善を行うための栄養管理方法や食事の観察の際に特に確認すべき点等を示す ロ. 食事の観察を週3回以上実施 ハ. 食事の観察の際に、問題が見られた場合、速やかに関連職種と情報共有し、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、見直し後の計画に基づき、対応	☐ 示している ☐ 実施 ☐ あり	
	ニ. 居宅での生活に移行する場合は、入所者又はその家族に対し、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行う ホ. 医療機関に入院する場合は、入所者の栄養管理に関する情報を入院先へ提供	☐ あり ☐ あり	
	低栄養状態のリスクが低リスクに該当する入所者に対して、以下の対応を行う イ. 低栄養状態のリスクが高リスク又は中リスクに該当する入所者の食事の観察を実施する際に、合わせて食事の状況を把握 ロ. 問題が見られた場合、速やかに関連職種と情報共有し、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、見直し後の計画に基づき、対応	☐ あり ☐ あり	
	入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出	☐ あり	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	栄養管理について基準を満たさない場合の減算	☐ 算定していない	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を受けている	☐ 受けている	
	誤嚥性肺炎防止のためのチェック	☐ あり	
経口移行加算	医師、管理栄養士等多職種協働で経口移行計画の作成	☐ あり	経口移行計画（参考様式）
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	☐ あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	☐ 実施	
	計画作成日から起算して180日以内	☐ 180日以内	
	180日を超える場合の医師の指示の有無	☐ あり	
	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	☐ 2週間毎に実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
経口維持加算Ⅰ	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	摂食機能障害を有し誤嚥が認められ経口による食事摂取のための管理が必要と医師又は歯科医師の指示を受けている	☐ 受けている	
	誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	☐ されている	
	食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無	☐ あり	
	医師、歯科医師等多職種協働で経口維持計画の作成をし、必要に応じて見直しを実施	☐ あり	経口維持計画（参考様式）
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	☐ あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	☐ 実施	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合の減算	☐ 非該当	
	経口移行加算を算定していない	☐ 該当	
	経口維持加算Ⅰを算定している	☐ 算定している	
経口維持加算Ⅱ	協力歯科医療機関を定めている	☐ 定めている	
	経口維持加算Ⅰを算定している	☐ 算定している	
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	食事の観察及び会議等に、医師（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している	☐ 参加している	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成	☐ 該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔衛生の管理を実施している	☐ 月2回以上	
	サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又は家族等に確認している	☐ 該当	
	当該サービスについて説明し、サービス提供に関する同意を得ている	☐ 該当	
	口腔衛生管理に関する実施記録を作成し保管するとともに、必要に応じてその写しを入所者にも提供	☐ 該当	実施記録
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）が算定されていない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成	☐ 該当	
	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔衛生の管理を実施している	☐ 月2回以上	
	サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又は家族等に確認している	☐ 該当	
	当該サービスについて説明し、サービス提供に関する同意を得ている	☐ 該当	
	口腔衛生管理に関する実施記録を作成し保管するとともに、必要に応じてその写しを入所者にも提供	☐ 該当	実施記録
	口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理の内容の決定(Plan)、当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該支援内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行う	☐ 該当	
療養食加算	口腔衛生管理加算（Ⅰ）が算定されていない	☐ 該当	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐ あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐ あり	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐ あり	
在宅復帰支援機能加算 （介護保健施設サービス費（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）又はユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）若しくは（Ⅲ））	療養食の献立の作成の有無	☐ あり	療養食献立表
	算定日の属する月の前6月間の退所者(在宅・入所相互利用加算対象者を除く。)総数のうち在宅で介護を受けることとなった者(入所期間1月超)の割合が3割超	☐ 該当	
	退院日から30日以内に居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅生活が1月以上継続することの確認、記録の実施	☐ あり	
	入所者の家族との連絡調整の実施	☐ あり	
	入所者が希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な情報提供、退所後の利用サービス調整の実施	☐ あり	介護状況を示す文書
	算定根拠等の関係書類の整備の有無	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	(1)医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講している	☐ あり	
	(2)入所後1月以内に、状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることについて主治の医師に説明し、当該主治の医師が合意している	☐ あり	
	(3)入所前に当該入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、入所中に当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行っている	☐ 実施している	
	(4)入所中に当該入所者の処方の内容に変更があった場合は、医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、関係職種で確認を行っている	☐ 実施している	
	(5)入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価の内容及び入所時と退所時の処方の内容に変更がある場合は、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載	☐ あり	診療録に記載
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	(1)かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）の(1)(4)(5)のいずれにも該当している	☐ 該当している	
	(2)入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、介護老人保健施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行う	☐ 実施している	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ又は（Ⅰ）ロを算定している	☐ 算定している	
	当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用	☐ あり	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）を算定している	☐ 算定している	
	退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少している	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
緊急時治療管理	診療録に記載する 同一の利用者について月に1回まで算定	☐ 3日以内 ☐ 1回以下	
特定治療	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の 確保に関する法律第64条第3項に規定する保険医療機関等が行っ た場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻 酔又は放射線治療を実施	☐ あり	
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	肺炎の者、尿路感染症の者、带状疱疹の者若しくは蜂窩織炎、慢 性心不全の憎悪の者がいる	☐ あり（1回に連 続する7日を限 度（月1回））	
	診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内 容等を診療録に記載。近隣の医療機関と連携した場合も同様	☐ あり（1回に連 続する7日を限 度（月1回））	診療録に記載
	治療の実施状況の公表	☐ あり	
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	肺炎の者、尿路感染症の者、带状疱疹の者若しくは蜂窩織炎、慢 性心不全の憎悪の者がいる	☐ あり（1回に連 続する10日を限 度（月1回））	
	診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内 容等を診療録に記載。近隣の医療機関と連携した場合も同様	☐ あり（1回に連 続する10日を限 度（月1回））	診療録に記載
	治療の実施状況の公表	☐ あり	
	感染症の研修	☐ あり	
	十分な経験を有する医師	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を、施設における対象者の数が20人未満の場合は１人以上、対象者が20人以上の場合は、１に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	☐ 該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を、施設における対象者の数が20人未満の場合は１人以上、対象者が20人以上の場合は、１に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	☐ 該当	
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	次のいずれにも該当すること		
	(1) 施設における入所者数の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が50%以上である	☐ 該当	
	(2) 認知症の症状・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を１名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる	☐ 該当	
	(3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を行い、その評価に基づく値を測定し、予防等に資するチームケアを実施している	☐ 該当	
	(4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	次のいずれにも該当すること (1) (Ⅰ) (1)、(3)及び(4)に適合すること (2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること	☐ 該当 ☐ 該当	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者又は家族の同意 退所に向けた施設サービス計画の策定 判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録 入所者が入所前1月の間に当該施設に入所したことがない又は過去1月の間に当該加算を算定したことがない	☐ あり ☐ あり ☐ あり ☐ 該当	
認知症情報提供加算	入所者又は家族の同意 入所者の診療状況を添えて紹介	☐ あり ☐ あり	
地域連携診療計画情報提供加算	保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を実施 入所者の同意を得た上で退院した日の属する月の翌月までに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に当該入所者に係る診療情報を文書により提供 地域連携診療計画を施設および連携保険医療機関と共有 内容、開催日等必要な事項について診療録等への記載	☐ あり ☐ あり ☐ されている ☐ あり	診療録等
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出 必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、必要な情報を活用	☐ あり ☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	(1)入所者ごとに、施設入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価する	☐ あり	
	(2)(1)の確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施にあたって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	☐ あり	
	(3)(1)の確認の結果、褥瘡が認められ、又は(1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡ケア計画を作成している	☐ あり	
	(4)褥瘡管理の内容や状態について定期的に記録している	☐ あり	
	(5)褥瘡計画について、3月に1回見直しをしている	☐ あり	
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	(1)褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の(1)～(5)のいずれにも該当している	☐ あり	
	(2)次のいずれかに該当している		
	a(Ⅰ)(1)の確認の結果、褥瘡が認められた入所者について、当該褥瘡が治癒したこと b(Ⅰ)(1)の評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと	☐ あり ☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
排せつ支援加算（Ⅰ）	入所者全員を対象に利用開始時に評価し、少なくとも 3 月に 1 回評価	☐ あり	
	評価結果を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、必要な情報を活用	☐ あり	
	排せつに介護を要する入所者であって、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、多職種で支援計画の作成	☐ あり	
	少なくとも 3 月に 1 回支援計画を見直す	☐ あり	
	入所者及び家族への説明	☐ 該当	
排せつ支援加算（Ⅱ）	1 入所者全員を対象に利用開始時に評価し、少なくとも 3 月に 1 回評価	☐ あり	
	2 評価結果を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、必要な情報を活用	☐ あり	
	3 排せつに介護を要する入所者であって、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、多職種で支援計画の作成	☐ 該当	
	4 少なくとも 3 月に 1 回支援計画を見直す	☐ あり	
	5 入所者及び家族への説明	☐ 該当	
	6 いずれかに該当すること （一）施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない （二）施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって、おむつを使用しなくなった	☐ 該当 ☐ 該当	
排せつ支援加算（Ⅲ）	入所者全員を対象に利用開始時に評価し、少なくとも 3 月に 1 回評価	☐ 該当	
	評価結果を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、必要な情報を活用	☐ あり	
	排せつに介護を要する入所者であって、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、多職種で支援計画の作成	☐ 該当	
	少なくとも 3 月に 1 回支援計画を見直す	☐ あり	
	入所者及び家族への説明	☐ 該当	
	施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない 施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって、おむつを使用しなくなった	☐ 該当 ☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
自立支援促進加算	医師が医学的評価を行い、少なくとも 3 月に 1 回医学的評価の見直しを実施	☐ あり	
	評価結果を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、必要な情報を活用	☐ あり	
	自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに多職種が共同して支援計画を策定	☐ あり	
	少なくとも 3 月に 1 回支援計画を見直す	☐ 該当	
	医師が支援計画の策定等に参加	☐ あり	
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	データ提出（ＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報）	☐ あり	
	必要に応じて施設サービス計画を見直し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用	☐ あり	
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	データ提出（ＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報、疾病、服薬の状況等の情報）	☐ あり	
	必要に応じて施設サービス計画を見直し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	次のいずれにも該当する (1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している (2) 「協力医療機関等」との間で、感染症（新興感染症を除く）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応している (3) 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年1回以上参加している	☐ あり	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている	☐ あり	
新興感染症等施設療養費	介護老人保健施設が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行ったうえで、介護保険施設サービスを提供した場合に算定する	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果
生産性向上推進体制加算 (I)	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。	
	(1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ※「利用者の安全及びケアの質の確保」について ①見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。 ②利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。 ③見守り機器等を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定期巡回の実施についても検討すること。 ④介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。	
	(2) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ※実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認 ①ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無 ②職員の負担が過度に増えている時間帯の有無 ③休憩時間及び時間外勤務等の状況	□ 該当

点検項目	点検事項	点検結果	
	(3) 介護機器の定期的な点検 ※次の①及び②の事項を行うこと。 ①日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。 ②使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。		
	(4) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 ※介護機器の使用方法的講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。		
	介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある。	☐ 実績あり	
	介護機器を複数種類活用している。	☐ 該当	
	委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認している。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。 (1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ※「利用者の安全及びケアの質の確保」について ①見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。 ②利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。 ③見守り機器等を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定期巡回の実施についても検討すること。 ④介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。	☐ 該当
	(2) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ※実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認 ①ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無 ②職員の負担が過度に増えている時間帯の有無 ③休憩時間及び時間外勤務等の状況	
	(3) 介護機器の定期的な点検 ※次の①及び②の事項を行うこと。 ①日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。 ②使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。	
	(4) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 ※介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。	
	介護機器を活用している。	☐ 該当

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	次の（１）又は（２）に該当		
	（１）介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上	☐ 該当	
	（２）介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士の割合が100分の35以上	☐ 該当	
	サービスの質の向上に資する取組を実施	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
	次の（１）、（２）、（３）のいずれかに該当		
	（１）看護・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上	☐ 該当	
	（２）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上	☐ 該当	
	（３）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ①～⑭の全てにチェックが付いている。 (Ⅱ) ①～⑬にチェックが付いている。 (Ⅲ) ②と④～⑫にチェックが付いている。 (Ⅳ) ②と④～⑩、⑫にチェックが付いている。	① 介護職員その他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	② 仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てている。	☐ 該当	
	③ 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上となっている。 ※介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではない。	☐ 該当	
	④ 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	⑤ 賃金改善の実施 ※ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分は除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容を松本市長（高齢福祉課）に届け出ること。	☐ あり	
	⑥ 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	⑦ 前12月間に労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	⑧ 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	⑨ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	⑩ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	⑪ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に書面をもって周知	☐ あり	
	⑫ 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
	⑬ ⑫の内容をインターネットその他の適切な方法で公表	☐ あり	
	⑭ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ている。	☐ あり	